

江南市下水道事業使用料改定案

パターン別使用料体系について

江南市 下水道課



目次

1 下水道事業環境について	2
2 新しい下水道使用料体系の検討	9
3 下水道使用料体系の考え方	14
4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系案(パターン)	17
5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン ・)	22
6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン ・)	26
7 使用料体系案の比較	31

1 下水道事業環境について

1 下水道事業環境について

1.1 経営戦略策定時の収益的収支計画_R5:135円(税抜)、R9:150円(税抜)の改定

経営戦略の財政計画では、R5年度135円(税抜)・R9年度150円(税抜)の改定を見込んで推計しています。
計画終了時のR12年度時点では5,000万円程度の黒字を見込んでいました。

区 分		年 度										
		令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	349,901	355,098	369,947	422,063	434,312	449,358	464,271	528,560	539,399	545,509	552,803
	(1) 使用料収入	339,889	345,271	360,720	412,836	424,998	440,044	454,357	519,246	530,085	536,195	543,489
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 他会計負担金	9,922	9,110	9,110	9,110	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197
	(4) その他	90	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117
	2. 営業外収益	509,289	514,094	509,213	511,228	513,724	515,092	512,767	510,440	508,240	657,042	650,630
	(1) 他会計負担金・補助金	305,208	305,353	303,034	303,260	304,413	304,271	301,653	298,727	296,199	445,175	438,080
	他会計負担金	298,208	300,853	298,534	298,760	299,913	299,771	297,153	294,227	291,699	440,675	433,580
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他補助金	7,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
(2) 長期前受金戻入	204,074	208,734	206,173	207,961	209,304	210,813	211,106	211,705	212,034	211,859	212,541	
(3) その他	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	
収入計 (C)	859,190	869,192	879,160	933,291	948,037	964,450	977,038	1,039,000	1,047,639	1,202,551	1,203,433	
支 出 的 支 出	1. 営業費用	935,037	948,712	970,618	993,510	1,019,467	1,039,006	1,048,353	1,057,260	1,064,276	1,068,924	1,075,864
	(1) 職員給与費	51,179	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340
	基本給	25,042	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	26,137	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705
	(2) 経費	321,320	318,597	336,889	350,291	364,196	374,800	380,728	387,659	392,786	396,672	402,981
	動力費	634	808	808	808	1,096	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156
	修繕費	2,005	1,705	2,005	2,005	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505
	材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託費	37,292	41,466	35,325	36,121	38,690	40,292	40,979	41,649	42,135	42,431	42,773
その他	281,389	274,618	298,751	311,357	320,905	329,848	335,088	341,349	345,990	349,579	355,547	
(3) 減価償却費	562,538	580,775	584,390	593,878	605,931	614,865	618,285	620,261	622,150	622,912	623,542	
2. 営業外費用	185,861	166,559	164,862	151,257	132,484	119,455	105,869	96,580	88,085	80,496	73,515	
(1) 支払利息	160,482	149,382	139,969	131,046	121,875	112,587	102,622	93,332	85,121	77,532	70,551	
(2) その他	25,379	17,177	24,893	20,211	10,609	6,868	3,248	3,248	2,964	2,964	2,964	
支出計 (D)	1,120,898	1,115,270	1,135,481	1,144,767	1,151,951	1,158,461	1,154,223	1,153,839	1,152,361	1,149,420	1,149,378	
経常損益 (C)-(D) (E)	261,708	246,079	256,321	211,476	203,914	194,011	177,185	114,840	104,722	53,132	54,055	
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	261,708	246,079	256,321	211,476	203,914	194,011	177,185	114,840	104,722	53,132	54,055	

R5に135円(税抜)、
R9に150円(税抜)の改定により、
R12で給水収益5.43億円となる

使用料金単価を150円(税抜)へ改定したことで、高資本費対策繰入金をもらうことを想定

R11・R12には5,000万円程度の黒字になる

1 下水道事業環境について

1.2 修正した収益的収支計画_R5:123円(税抜)、R9:136円(税抜)の改定

経営戦略時の改定単価を税込とし、R5年度123円(税抜)・R9年度136円(税抜)の改定を見込んだ場合、計画終了時のR12年度時点では 1.4億円程度の赤字になると想定されます。

区 分		年 度										
		令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	349,901	355,098	369,947	385,367	396,535	410,243	423,884	480,097	489,924	495,464	502,077
	(1) 使 用 料 収 入	339,889	345,271	360,720	376,140	387,221	400,929	413,970	470,783	480,610	486,150	492,763
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 負 担 金	9,922	9,110	9,110	9,110	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197
	(4) そ の 他	90	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117
	2. 営 業 外 収 益	509,289	514,094	509,213	511,228	513,724	515,092	512,767	510,440	508,240	505,335	503,477
	(1) 他 会 計 負 担 金・補 助 金	305,208	305,353	303,034	303,260	304,413	304,271	301,653	298,727	296,199	293,468	290,927
	他 会 計 負 担 金	298,208	300,853	298,534	298,760	299,913	299,771	297,153	294,227	291,699	288,968	286,427
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金	7,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	204,074	208,734	206,173	207,961	209,304	210,813	211,106	211,705	212,034	211,859	212,541	
(3) そ の 他	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	
収 入 計 (C)	859,190	869,192	879,160	896,595	910,259	925,335	936,650	990,537	998,165	1,000,800	1,005,554	
支 出 的 収 入	1. 営 業 費 用	935,037	948,712	970,618	993,510	1,019,467	1,039,006	1,048,353	1,057,260	1,064,276	1,068,924	1,075,864
	(1) 職 員 給 与 費	51,179	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340
	基 本 給	25,042	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	26,137	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705
	(2) 経 費	321,320	318,597	336,889	350,291	364,196	374,800	380,728	387,659	392,786	396,672	402,981
	動 力 費	634	808	808	808	1,096	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156
	修 繕 費	2,005	1,705	2,005	2,005	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委 託 費	37,292	41,466	35,325	36,121	38,690	40,292	40,979	41,649	42,135	42,431	42,773
そ の 他	281,389	274,618	298,751	311,357	320,905	329,848	335,088	341,349	345,990	349,579	355,547	
(3) 減 価 償 却 費	562,538	580,775	584,390	593,878	605,931	614,865	618,285	620,261	622,150	622,912	623,542	
2. 営 業 外 費 用	185,861	166,559	164,862	151,257	132,484	119,455	105,869	96,580	88,085	80,496	73,515	
(1) 支 払 利 息	160,482	149,382	139,969	131,046	121,875	112,587	102,622	93,332	85,121	77,532	70,551	
(2) そ の 他	25,379	17,177	24,893	20,211	10,609	6,868	3,248	3,248	2,964	2,964	2,964	
支 出 計 (D)	1,120,898	1,115,270	1,135,481	1,144,767	1,151,951	1,158,461	1,154,223	1,153,839	1,152,361	1,149,420	1,149,379	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	261,708	246,079	256,321	248,173	241,692	233,126	217,572	163,303	154,196	148,620	143,824	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	261,708	246,079	256,321	248,173	241,692	233,126	217,572	163,303	154,196	148,620	143,824	

R5に123円(税抜)の改定を実施

R9に136円(税抜)の改定を実施

使用料金単価が150円(税抜)とならないため、高資本費対策繰入金をもらえず、繰入金の減少

給水収益・高資本費対策繰入金の減少により、R12には 1.4億円程度の赤字になる

1 下水道事業環境について

1.3 使用料改定単価の税抜、税込の違いによる影響額のまとめ

案	使用料単価(税抜)/m ³		R3～R12の 累計使用料 収入	R3～R12の 基準内繰入金収 入(3条+4条)	R3～R12の 基準外繰入金収 入(4条)	R12の 純損益
	令和2年度 実績	改定後				
使用料単価 (税込)135円 150円	108円	R5 123円	4,215 百万円	3,184 百万円	2,330 百万円	144 百万円
		R9 136円				
使用料単価 (税抜)135円 150円	108円	R5 135円	4,567 百万円	3,483 百万円	1,691 百万円	54 百万円
		R9 150円				
差額 (-)	-	R5 12円	352 百万円	299 百万円	+639 百万円	198 百万円
		R9 14円				

資金残高がプラスとなるように、基準外繰入金を繰り入れした場合の数字となります。

1 下水道事業環境について

1.4 新たな使用料体系検討にあたっての前提について

経営戦略策定委員会においては、税抜・税込の言及は特段行っておりませんでした。経営戦略は税抜数値で作成することが定められているため、税抜数値を前提として作成しておりました。経営戦略はR5年度に135円、R9年度に150円に使用料を改定すると仮定して、将来の使用料収入を算定しております。

案	使用料改定率	改定率に対するコメント
	R5年度123円(税抜): 8.2% R9年度136円(税抜): 23.5%	✓ 下記内容は実現しないが、市民負担を鑑みた改定率 ・経営戦略期間内(～R12年度)に当年度純損益の黒字 ・経費回収率100%の達成 ・一般会計からの基準外繰入金抑制
	R5年度135円(税抜): 18.7% R9年度150円(税抜): 36.2%	✓ 下記内容を実現する改定率 ・経営戦略期間内(～R12年度)に 当年度純損益の黒字 ・ 経費回収率100%の達成 ・ 一般会計からの基準外繰入金抑制 ✓ 高資本費対策に係る対象要件を満たす改定率

使用料改定率は整備完了に伴う水洗化率向上の影響を加味するため、R5年度とR9年度の成行数値から試算しています。そのため、R2年度時点からの改定率ではございません。詳細は後述しています。

1 下水道事業環境について

1.5 直近3か年(H30～R2)の平均下水道使用料、調定件数

下水道使用料は51～100m³の利用者が最も多く、0～100m³で全使用料収入の68%を占めています。一方、調定件数も51～100m³の利用者が最も多いですが、0～40m³の比較的少量の利用者も多いことから、0～40m³で全調定件数の63%を占めています。

▼ 下水道使用料 ヒートマップ

(2か月平均) 単位：円(税抜)

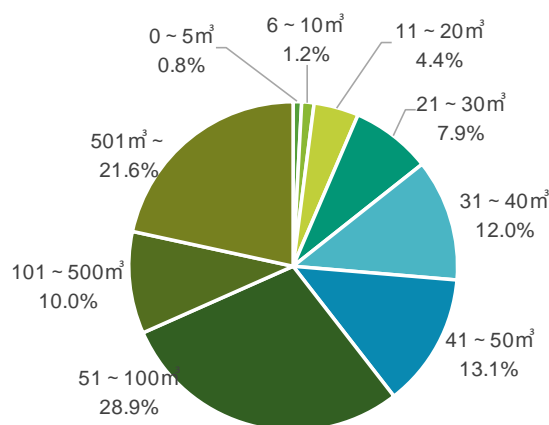
直近3か年平均	水量区分									総計
	0～5m ³	6～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～40m ³	41～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～	
下水道使用料	2,427,175	3,493,358	12,710,283	22,729,328	34,522,428	37,875,363	83,303,832	28,818,325	62,290,786	288,170,880
構成割合	0.8%	1.2%	4.4%	7.9%	12.0%	13.1%	28.9%	10.0%	21.6%	100.0%
累計割合	0.8%	2.1%	6.5%	14.4%	26.3%	39.5%	68.4%	78.4%	100.0%	-

▼ 調定件数 ヒートマップ

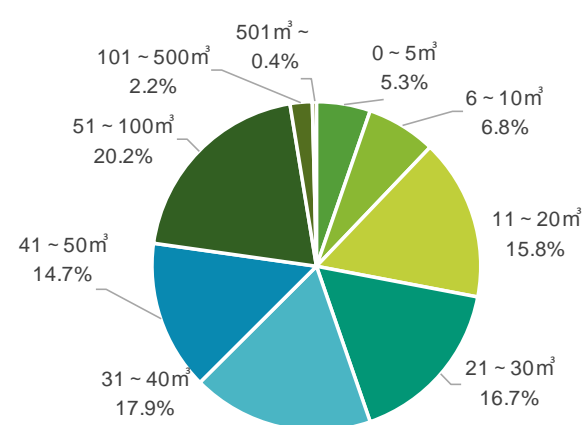
単位：件

直近3か年平均	水量区分									総計
	0～5m ³	6～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～40m ³	41～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～	
調定件数	3,242	4,163	9,663	10,182	10,889	8,960	12,320	1,324	248	60,992
構成割合	5.3%	6.8%	15.8%	16.7%	17.9%	14.7%	20.2%	2.2%	0.4%	100.0%
累計割合	5.3%	12.1%	28.0%	44.7%	62.5%	77.2%	97.4%	99.6%	100.0%	-

水量区分別下水道使用料割合



水量区分別調定件数割合



1 下水道事業環境について

1.6 基本水量(～5m³)以下の使用者詳細

5m³以下における1～2m³以下の使用者は40%超を占めています。過去11年間の調定1件あたりの平均使用料単価は747円と基本使用料(850円/2か月)を下回っています。

(2か月平均/税抜)

▼ 水量別使用料収入

年度	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	合計
2010年度	265,625	188,700	186,150	195,075	246,500	1,082,050
2011年度	323,425	214,625	201,875	220,575	232,475	1,192,975
2012年度	332,350	230,350	211,650	257,550	261,375	1,293,275
2013年度	361,675	231,625	238,850	270,725	291,125	1,394,000
2014年度	430,950	273,700	265,200	294,100	359,550	1,623,500
2015年度	493,000	297,925	303,450	355,725	377,825	1,827,925
2016年度	519,350	327,675	316,625	345,950	416,925	1,926,525
2017年度	541,450	368,900	347,650	345,525	452,625	2,056,150
2018年度	653,225	358,700	376,125	396,525	472,175	2,256,750
2019年度	706,775	481,100	422,450	465,800	510,425	2,586,550
2020年度	686,375	431,375	392,275	444,550	483,650	2,438,225
総計	5,314,200	3,404,675	3,262,300	3,592,100	4,104,650	19,677,925
比率	27%	17%	17%	18%	21%	100%
累積比率	27%	44%	61%	79%	100%	-

▼ 水量別使用料単価

年度	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	合計
2010年度	685	686	757	768	816	739
2011年度	652	733	734	769	793	726
2012年度	678	713	770	783	804	742
2013年度	701	731	758	785	802	751
2014年度	704	746	782	782	821	761
2015年度	703	736	757	784	790	749
2016年度	686	738	759	777	818	749
2017年度	676	741	776	800	817	752
2018年度	682	738	784	796	804	750
2019年度	688	721	753	764	778	735
2020年度	697	748	801	808	813	763
平均	687	730	766	783	805	747
基本使用料に対する割合	81%	86%	90%	92%	95%	88%

▼ 水量別調定件数

年度	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	合計
2010年度	388	275	246	254	302	1,465
2011年度	496	293	275	287	293	1,644
2012年度	490	323	275	329	325	1,742
2013年度	516	317	315	345	363	1,856
2014年度	612	367	339	376	438	2,132
2015年度	701	405	401	454	478	2,439
2016年度	757	444	417	445	510	2,573
2017年度	801	498	448	432	554	2,733
2018年度	958	486	480	498	587	3,009
2019年度	1,027	667	561	610	656	3,521
2020年度	985	577	490	550	595	3,197
総計	7,731	4,652	4,247	4,580	5,101	26,311
比率	29%	18%	16%	17%	19%	100%
累積比率	29%	47%	63%	81%	100%	-

基本使用料単価は850円(2か月/税抜)

1～2m³以下の使用者は44%となっております

2 新しい下水道使用料体系の検討

2 新しい下水道使用料体系の検討

2.1 使用料体系決定の具体的な検討事項(第1回審議会資料より)

一般に、使用料体系決定においては以下の5点が検討項目となります。

基本使用料と従量使用料の収入割合
(1使用月につき/税込)

用途	基本使用料	従量使用料単価 (/m ³)
基本水量 一般汚水	467.5円 (5m ³ 以下)	水量区画 5 ~ 10m ³ 93.5円 11 ~ 20m ³ 104.5円 21 ~ 30m ³ 132.0円 31 ~ 50m ³ 159.5円 51 ~ 100m ³ 176.0円 101 ~ 500m ³ 209.0円 501m ³ ~ 236.5円
用途別使用料の検討 浴場汚水	4,675.0円 (100m ³ 以下)	100m ³ ~ 51.7円

**従量使用料の累進度
(最低従量使用料)**

2 新しい下水道使用料体系の検討

2.2 使用料体系に対する基本的な考え方(第1回審議会資料より)

使用料体系の方向性を考えるに際し、使用料収入の受取側である下水道事業者(市)と支払側である使用者(市民、企業等)の両面から検討を行っていきます。

受取側:下水道事業者(市)

(基本的な考え方)

- 下水道は現代社会に必要不可欠な社会基盤であり、今後も多額の設備投資が必要である中、適切に整備し、維持・運営していけるよう、適切な使用料のあり方を検討します。
- このため、需要に関わらず、安定した経営を行っていける使用料体系を検討していきます。



支払側:使用者(市民、企業等)

(基本的な考え方)

- 下水道事業はナショナルミニマムと位置付けられているため、使用者に過度な負担を強いないよう検討していきます。
- 少量使用者や、今後下水道への接続が期待される大口使用者など、様々な使用者の負担に配慮した使用料体系を検討していきます。

2 新しい下水道使用料体系の検討

2.3 検討項目ごとの現状及び検討方針

5つの検討項目のうち、企業経営の安定化を図る観点から、基本使用料の割合を高めるほか、少量使用者への配慮から、最低従量単価の見直し等を検討していきます。

主な検討内容	検討項目	現状	算定における検討方針
企業経営の安定化	基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	<ul style="list-style-type: none"> 基本使用料の割合を高めることで、排水量に影響されにくく、企業経営を安定的に行いやすくなるとされています。 本市の基本使用料・従量使用料の割合は下水道使用料算定の基本的考え方を参考に算定した割合と比較して基本使用料の割合は低い水準となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>経営の安定化を図る観点から、下水道使用料算定の基本的考え方にて算出される使用料対象経費の基本使用料収入と従量使用料収入割合を参考に、基本使用料の割合の見直しを検討します。</u>
少量使用者への配慮	基本水量の設定	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料算定の基本的考え方ではナショナル・ミニマムとしての排出量を考慮する場合でも、基本水量制ではなく、対象とする水量区分について使用料単価を抑制的に設定した従量使用料を基本使用料に加えた使用料体系とすることも有力な選択肢とされています。 本市は、基本水量を採用しており、5m³以下の少量使用者の負担が相対的に高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>新しい使用料体系では設定しない方向で検討します。</u>

2 新しい下水道使用料体系の検討

2.3 検討項目ごとの現状及び検討方針

5つの検討項目のうち、企業経営の安定化を図る観点から、基本使用料の割合を高めるほか、少量使用者への配慮から、最低従量単価の見直し等を検討していきます。



主な検討内容	検討項目	現状	算定における検討方針
少量使用者への配慮	従量使用料の逡増度の設定	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料算定の基本的考え方では、需要変動リスクに対応するコストを水量区画別に調整・配賦し、従量使用料単価を算定する方法が示されています。 本市は、逡増型従量使用料制度を採用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>下水道使用料算定の基本的考え方</u>で示されている方法に基づいて、<u>水量区画別の従量使用料を設定</u>することを検討します。 また、現状より<u>過度な負担増とならないよう少量使用者に配慮し、最低従量単価の見直し</u>を検討します。 今後の<u>大口使用者の接続促進のため、最高従量単価の見直し</u>も検討します。
	従量使用料の水量区画の設定	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料算定の基本的考え方では、水量区画を概ね3から9段階とし、排水需要実態等を考慮して使用料単価を決定することとされています。 本市は、逡増型従量使用料制度を採用しており、水量区画は7段階で設定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>新しい使用料体系では基本水量を設定しない方針のため、現行の区画より1区画増やす方向</u>で検討します。
用途別使用料について	用途別使用料の設定	<ul style="list-style-type: none"> 本市では公衆浴場用のみ設定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>現状同様、公衆浴場用のみ設定</u>する方向で検討します。

3 下水道使用料体系の考え方

3 下水道使用料体系の考え方

3.1 検討すべき使用料体系案について

新使用料体系の検討に際しては、下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系案、
 ・ 現行体系を基礎とした使用料体系案を検討した上で、と ・ の体系を比較し、急激な負担とならないように
 配慮した、 ・ 理論と現状を踏まえた使用料体系を検討していきます。

<p>パターン</p>	<p>日本下水道協会が示した「下水道使用料算定の基本的考え方」(平成29年3月)で示されている方法に基づき、使用料の適正化を図った使用料体系案 (使用料適正化:下水道事業者の視点)</p>	<p>パターン</p> <p>算定期間内(R3-R7)の使用料対象経費を使用料収入で賄う</p>	
			
<p>パターン パターン</p>	<p>現行の使用料体系を基礎として、基本使用料、従量使用料とも一律に同じ割合で改定した場合の使用料体系案 (現行体系を基礎とした使用料体系)</p>	<p>パターン</p> <p>R5年度:135円(税込) R9年度:150円(税込)</p>	<p>パターン</p> <p>R5年度:135円(税抜) R9年度:150円(税抜)</p>
			
<p>パターン パターン</p>	<p>パターン とパターン ・ を比較して、急激な負担増が生じないように配慮しつつ、経営の安定化を目指した使用料体系案 (急激な負担増が生じない:使用者の視点 企業経営の安定化:下水事業者の視点)</p>	<p>パターン</p> <p>R5年度:135円(税込) R9年度:150円(税込)</p>	<p>パターン</p> <p>R5年度:135円(税抜) R9年度:150円(税抜)</p>

3 下水道使用料体系の考え方

3.2 検討項目に対するパターン別の考え方

パターンごとの検討項目に対する考え方は以下の通りです。

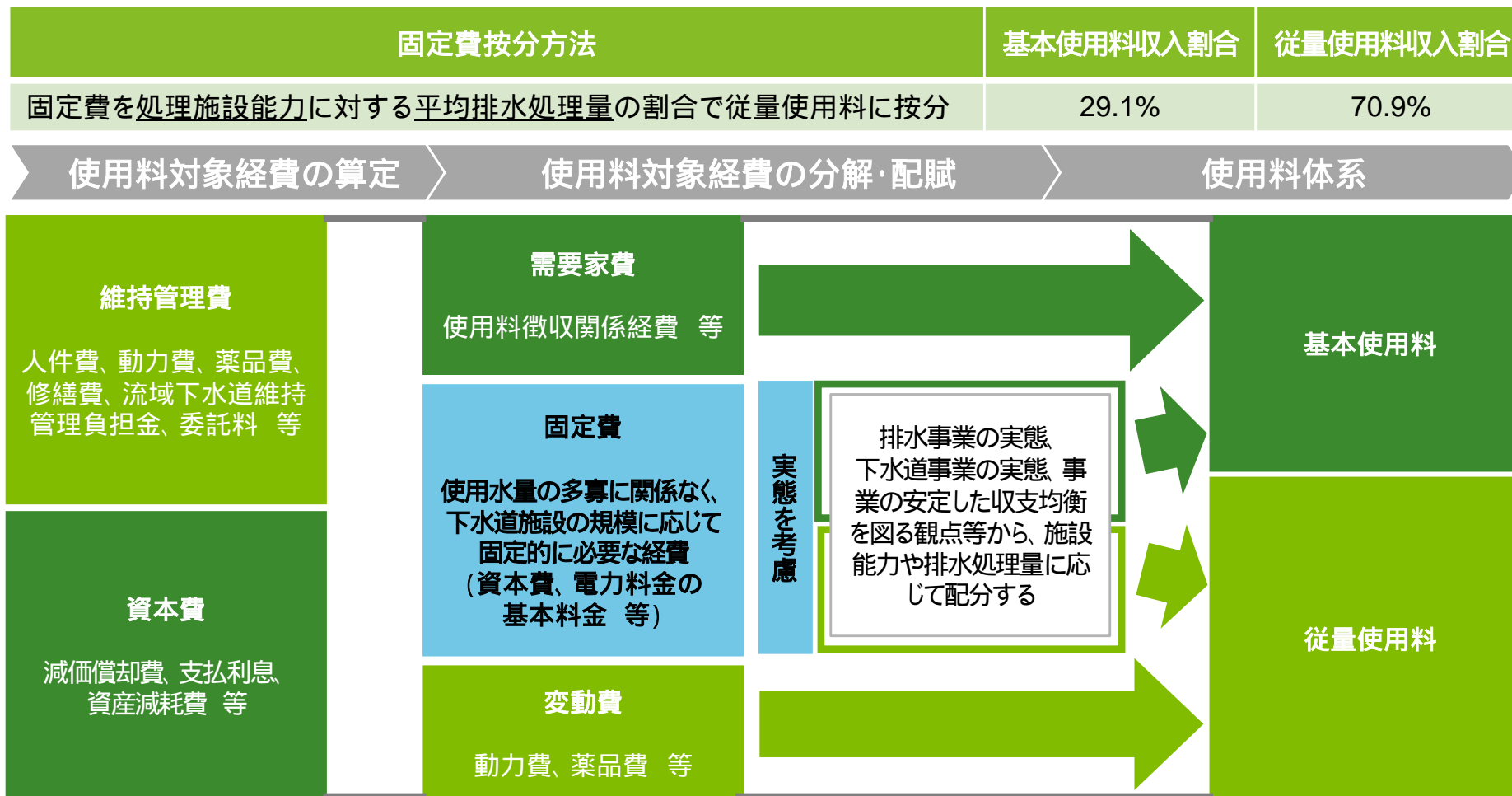
検討項目	パターン	パターン	パターン
基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	<ul style="list-style-type: none"> 費用を分解し、費用項目に応じて基本使用料と従量使用料に配賦 	<ul style="list-style-type: none"> 割合は現行と同一 (基本使用料:従量使用料 = 17.9%:82.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> 経営の安定化を図るため基本使用料割合を増加 (基本使用料:従量使用料 = 21.6%:78.4%)
基本水量の設定	<ul style="list-style-type: none"> 算定方法に関する記載はなし 基本水量制ではない使用料体系とすることも有力な選択肢と記載 	<ul style="list-style-type: none"> 設定しない 	<ul style="list-style-type: none"> 設定しない
従量使用料の逡増度の設定(最低従量単価)	<ul style="list-style-type: none"> 水量区画毎の排水需要の変動に基づいて設定 	<ul style="list-style-type: none"> 0~5m³を新たに設定し、最低従量単価を現行より引き下げ 既存区画(6m³から500m³~まで)の従量使用料単価は引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 0~5m³を新たに設定し、最低従量単価を現行より引き下げ 既存区画(6m³から500m³まで)の逡増度は現行とほぼ同一
従量使用料の水量区画の設定	<ul style="list-style-type: none"> 3~9程度の区分が一般的と記載 	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量を設定せず、0~5m³を新たに設定 	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量を設定せず、0~5m³を新たに設定
用途別使用料の設定	<ul style="list-style-type: none"> 設定に関する記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同一 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同一

4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく 使用料体系案(パターン)

4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系案(パターン)

4.1 基本使用料と従量使用料の割合

総括原価の費用は、「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解した後に、基本使用料及び従量使用料に配分されます。このうち、需要家費は基本使用料、変動費は従量使用料に全額配分されますが、固定費は基本使用料と従量使用料に按分されます。

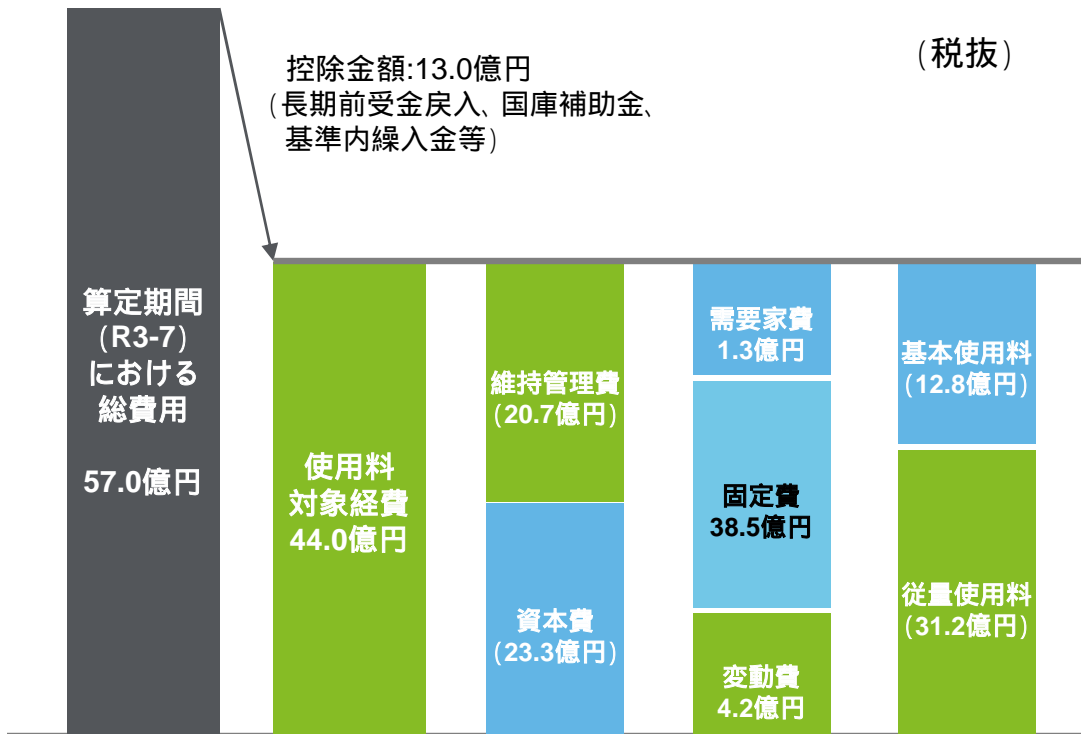


上記は施設能力や排水処理量に応じて配分するのが適当であると考えられるため、水道料金算定要領で示されている方法を準用して、基本使用料と従量使用料の割合を設定しています

4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系案(パターン)

4.2 下水道使用料体系

算定期間における使用料対象経費の金額とその内訳



基本使用料の考え方

【計算式】

<基本使用料> 1,282百万円 (税抜)
(需要家費:130百万円、固定費:1,152百万円)

<算定期間調定件数> 365,191件

<基本使用料単価>

1,282百万円 ÷ 365,191件 **3,513円 /2か月**
1,756.5円/1か月

従量使用料の考え方

【計算式】

<従量使用料>3,120百万円 (税抜)
(固定費:2,705百万円、変動費:415百万円)

<従量使用料単価>

・施設の処理能力や使用水量の多寡で単価を算出

4 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系案(パターン)

4.3 下水道使用料体系と特徴

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	
一般汚水	425.0 円 (~5m ³)	1~5m ³	0.0 円
		6~10m ³	85.0 円
		11~20m ³	95.0 円
		21~30m ³	120.0 円
		31~50m ³	145.0 円
		51~100m ³	160.0 円
		101~500m ³	190.0 円
浴場汚水	4,250.0 円 (~100m ³)	501m ³ ~	215.0 円
		101m ³ ~	47.0 円



【下水道使用料算定の基本的考え方】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般汚水	1,756.5 円 (+313.3%)	1~5m ³	186.4 円	-
		6~10m ³	206.6 円	+143.1%
		11~20m ³	202.6 円	+113.3%
		21~30m ³	202.6 円	+68.8%
		31~50m ³	212.7 円	+46.7%
		51~100m ³	202.6 円	+26.6%
		101~500m ³	204.6 円	+7.7%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	501m ³ ~	222.9 円	+3.7%
		101m ³ ~	47.0 円	-

【パターン の使用料体系案の主な特徴】

- 基本使用料単価は、425円から1,756.5円の4倍以上に引き上げとなります。
- 全体的に少量使用者の負担が大きい一方、大口使用者の負担は、少量使用者より小さくなる体系です。



現行の体系と比較すると、少量使用者の負担が大きく、大口使用者の負担が小さい体系となっています。

MEMO

5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン ・)

パターン

R5年度:123円(税抜) 135円(税込)

R9年度:136円(税抜) 150円(税込)

パターン

R5年度:135円(税抜)

R9年度:150円(税抜)

5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン)

5.1 下水道使用料体系

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)
一般汚水	425.0 円 (~5m ³)	1~5m ³ 0.0 円
		6~10m ³ 85.0 円
		11~20m ³ 95.0 円
		21~30m ³ 120.0 円
		31~50m ³ 145.0 円
		51~100m ³ 160.0 円
		101~500m ³ 190.0 円
501m ³ ~ 215.0 円		
浴場汚水	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円



1 基本水量設定なしの影響で各従量使用料単価の改定率が全体改定率を下回ります

【R5年度：123円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率 ¹
一般汚水	460.0 円 (+8.2%)	1~5m ³ 50.0 円	-
		6~10m ³ 88.0 円	+3.5%
		11~20m ³ 98.0 円	+3.2%
		21~30m ³ 124.0 円	+3.3%
		31~50m ³ 150.0 円	+3.4%
		51~100m ³ 166.0 円	+3.8%
		101~500m ³ 197.0 円	+3.7%
501m ³ ~ 223.0 円	+3.7%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

【R9年度：136円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率 ¹
一般汚水	525.0 円 (+23.5%)	1~5m ³ 55.0 円	-
		6~10m ³ 97.0 円	+14.1%
		11~20m ³ 109.0 円	+14.7%
		21~30m ³ 138.0 円	+15.0%
		31~50m ³ 166.0 円	+14.5%
		51~100m ³ 184.0 円	+15.0%
		101~500m ³ 218.0 円	+14.7%
501m ³ ~ 247.0 円	+14.9%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン)

5.2 下水道使用料体系

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)
一般汚水	425.0 円 (~5m ³)	1~5m ³ 0.0 円
		6~10m ³ 85.0 円
		11~20m ³ 95.0 円
		21~30m ³ 120.0 円
		31~50m ³ 145.0 円
		51~100m ³ 160.0 円
		101~500m ³ 190.0 円
501m ³ ~ 215.0 円		
浴場汚水	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円



1 基本水量設定なしの影響で各従量使用料単価の改定率が全体改定率を下回ります

【R5年度：135円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率 1
一般汚水	504.5 円 (+18.7%)	1~5m ³ 50.0 円	-
		6~10m ³ 98.0 円	+15.3%
		11~20m ³ 109.0 円	+14.7%
		21~30m ³ 138.0 円	+15.0%
		31~50m ³ 167.0 円	+15.2%
		51~100m ³ 184.0 円	+15.0%
		101~500m ³ 219.0 円	+15.3%
501m ³ ~ 248.0 円	+15.3%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

【R9年度：150円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率 1
一般汚水	579.0 円 (+36.2%)	1~5m ³ 55.0 円	-
		6~10m ³ 109.0 円	+28.2%
		11~20m ³ 121.0 円	+27.4%
		21~30m ³ 153.0 円	+27.5%
		31~50m ³ 186.0 円	+28.3%
		51~100m ³ 205.0 円	+28.1%
		101~500m ³ 243.0 円	+27.9%
501m ³ ~ 275.0 円	+27.9%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

5 現行体系を基礎とした使用料体系案(パターン Ⅰ)

5.3 パターン Ⅰ の使用料体系案の特徴

【パターン Ⅰ の使用料体系案の主な特徴】

- パターン Ⅰ は一律改定のため、口径・使用水量に関わらず、同程度の負担増加です。



- ✓ 一律改定のため、現行との改定状況が分かりやすいです。
- ✓ 使用料の適正化という点では不十分な可能性がある使用料体系となっています。

6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン ・)

パターン

R5年度:123円(税抜) 135円(税込)

R9年度:136円(税抜) 150円(税込)

パターン

R5年度:135円(税抜)

R9年度:150円(税抜)

6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン)

6.1 下水道使用料体系(パターン)

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)
一般汚水	425.0 円 (~5m ³)	1~5m ³ 0.0 円
		6~10m ³ 85.0 円
		11~20m ³ 95.0 円
		21~30m ³ 120.0 円
		31~50m ³ 145.0 円
		51~100m ³ 160.0 円
		101~500m ³ 190.0 円
501m ³ ~ 215.0 円		
浴場汚水	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円



【R5年度：123円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率
一般汚水	556.0 円 (+30.8%)	1~5m ³ 20.0 円	-
		6~10m ³ 91.0 円	+7.1%
		11~20m ³ 101.0 円	+6.3%
		21~30m ³ 128.0 円	+6.7%
		31~50m ³ 155.0 円	+6.9%
		51~100m ³ 171.0 円	+6.9%
		101~500m ³ 203.0 円	+6.8%
501m ³ ~ 222.0 円	+3.3%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

【R9年度：136円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率
一般汚水	635.0 円 (+49.4%)	1~5m ³ 25.0 円	-
		6~10m ³ 100.0 円	+17.6%
		11~20m ³ 112.0 円	+17.9%
		21~30m ³ 141.0 円	+17.5%
		31~50m ³ 171.0 円	+17.9%
		51~100m ³ 188.0 円	+17.5%
		101~500m ³ 224.0 円	+17.9%
501m ³ ~ 235.0 円	+9.3%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン)

6.2 下水道使用料体系(パターン)

使用料体系の比較

【現行体系】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)
一般汚水	425.0 円 (~5m ³)	1~5m ³ 0.0 円
		6~10m ³ 85.0 円
		11~20m ³ 95.0 円
		21~30m ³ 120.0 円
		31~50m ³ 145.0 円
		51~100m ³ 160.0 円
		101~500m ³ 190.0 円
501m ³ ~ 215.0 円		
浴場汚水	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円



【R5年度：135円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率
一般汚水	610.0 円 (+43.5%)	1~5m ³ 21.0 円	-
		6~10m ³ 100.0 円	+17.6%
		11~20m ³ 113.0 円	+18.9%
		21~30m ³ 141.0 円	+17.5%
		31~50m ³ 171.0 円	+17.9%
		51~100m ³ 189.0 円	+18.1%
		101~500m ³ 224.0 円	+17.9%
501m ³ ~ 235.0 円	+9.3%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

【R9年度：150円(税抜)】

(1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率
一般汚水	700.0 円 (+64.7%)	1~5m ³ 26.0 円	-
		6~10m ³ 111.0 円	+30.6%
		11~20m ³ 124.0 円	+30.5%
		21~30m ³ 157.0 円	+30.8%
		31~50m ³ 190.0 円	+31.0%
		51~100m ³ 210.0 円	+31.3%
		101~500m ³ 249.0 円	+31.1%
501m ³ ~ 251.0 円	+16.7%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

6 理論と現状を踏まえた使用料体系案(パターン Ⅰ)

6.3 パターン Ⅰ の使用料体系案の特徴

【パターン Ⅰ の使用料体系案の主な特徴】

- パターン Ⅰ は企業経営の安定化を図るため、基本使用料の改定率が高く、基本使用料割合が高くなっています。一方、使用者の過度な負担増加にならないよう、最低従量単価(1~5m³)を低く設定しています。
- また、今後の大口使用者の接続促進に向け、最高従量単価(500m³~)の改定率を相対的に低くしています。



- ✓ 経営の安定化を図り基本使用料割合を高めたが、最低従量単価と最高従量単価の改定率を相対的に低くして、過度な負担増加にならないように意識した使用料体系となっています。

MEMO

7 使用料体系案の比較

7 使用料体系案の比較

7.1 各使用料体系案の概要

各使用料体系案の概要は以下の通りです。各体系の特徴の比較を次項以降で行います。

(1使用月につき/税抜)

概要		改定額	改定率	基本使用料 収入割合	基本使用料	従量使用料 (最高・最低単価)
現行	現行使用料体系	—	0%	17.9%	425.0円	最高:215.0円 最低: 85.0円
パターン	下水道使用料算定の基本的考え方に基づき基本使用料・従量使用料を設定	289円	(R5成行数値比) 153.2% (R9成行数値比) 131.1%	29.1%	1756.5円	最高:222.9円 最低:186.4円
パターン	基本使用料単価、従量使用料単価を全て一律改定	R5 123円	8.2%	17.9%	460.0円	最高:223.0円 最低: 50.0円
		R9 136円	23.5%		525.0円	最高:247.0円 最低: 55.0円
パターン		R5 135円	18.7%		504.5円	最高:248.0円 最低: 50.0円
		R9 150円	36.2%		579.0円	最高:275.0円 最低: 55.0円
パターン	経営の安定化を図る一方、使用者への急激な負担増加を配慮して設定 ・基本使用料の改定幅を大きくし、基本使用料収入割合を21.6%に設定 ・従量使用料は原則、現行の単価比率を基に設定しているが、最高従量単価(500m ³ ~)は少し改定率を抑えている	R5 123円	8.2%	21.6%	556.0円	最高:222.0円 最低: 20.0円
		R9 136円	23.5%		635.0円	最高:235.0円 最低: 25.0円
パターン		R5 135円	18.7%		610.0円	最高:235.0円 最低: 21.0円
		R9 150円	36.2%		700.0円	最高:251.0円 最低: 26.0円

7 使用料体系案の比較

7.2 各使用料体系案の概要(参考:パターン別一覧)

現行

【現行体系】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	
一般汚水	425.0 円 (~5m ³)	1~5m ³	0.0 円
		6~10m ³	85.0 円
		11~20m ³	95.0 円
		21~30m ³	120.0 円
		31~50m ³	145.0 円
		51~100m ³	160.0 円
		101~500m ³	190.0 円
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	501m ³ ~	215.0 円
		101m ³ ~	47.0 円

パターン

【下水道使用料算定の基本的考え方】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般汚水	1,756.5 円 (+313.3%)	1~5m ³	186.4 円	-
		6~10m ³	206.6 円	+143.1%
		11~20m ³	202.6 円	+113.3%
		21~30m ³	202.6 円	+68.8%
		31~50m ³	212.7 円	+46.7%
		51~100m ³	202.6 円	+26.6%
		101~500m ³	204.6 円	+7.7%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	501m ³ ~	222.9 円	+3.7%
		101m ³ ~	47.0 円	-

パターン

【R5年度: 123円(税抜)】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般汚水	460.0 円 (+8.2%)	1~5m ³	50.0 円	-
		6~10m ³	88.0 円	+3.5%
		11~20m ³	98.0 円	+3.2%
		21~30m ³	124.0 円	+3.3%
		31~50m ³	150.0 円	+3.4%
		51~100m ³	166.0 円	+3.8%
		101~500m ³	197.0 円	+3.7%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	501m ³ ~	223.0 円	+3.7%
		101m ³ ~	47.0 円	-

【R9年度: 136円(税抜)】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般汚水	525.0 円 (+23.5%)	1~5m ³	55.0 円	-
		6~10m ³	97.0 円	+14.1%
		11~20m ³	109.0 円	+14.7%
		21~30m ³	138.0 円	+15.0%
		31~50m ³	166.0 円	+14.5%
		51~100m ³	184.0 円	+15.0%
		101~500m ³	218.0 円	+14.7%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	501m ³ ~	247.0 円	+14.9%
		101m ³ ~	47.0 円	-

パターン

【R5年度: 135円(税抜)】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般汚水	504.5 円 (+18.7%)	1~5m ³	50.0 円	-
		6~10m ³	98.0 円	+15.3%
		11~20m ³	109.0 円	+14.7%
		21~30m ³	138.0 円	+15.0%
		31~50m ³	167.0 円	+15.2%
		51~100m ³	184.0 円	+15.0%
		101~500m ³	219.0 円	+15.3%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	501m ³ ~	248.0 円	+15.3%
		101m ³ ~	47.0 円	-

【R9年度: 150円(税抜)】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般汚水	579.0 円 (+36.2%)	1~5m ³	55.0 円	-
		6~10m ³	109.0 円	+28.2%
		11~20m ³	121.0 円	+27.4%
		21~30m ³	153.0 円	+27.5%
		31~50m ³	186.0 円	+28.3%
		51~100m ³	205.0 円	+28.1%
		101~500m ³	243.0 円	+27.9%
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	501m ³ ~	275.0 円	+27.9%
		101m ³ ~	47.0 円	-

7 使用料体系案の比較

7.2 各使用料体系案の概要(参考:パターン別一覧)

パターン

【R5年度：123円(税抜)】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率
一般汚水	556.0 円 (+30.8%)	1~5m ³	20.0 円 -
		6~10m ³	91.0 円 +7.1%
		11~20m ³	101.0 円 +6.3%
		21~30m ³	128.0 円 +6.7%
		31~50m ³	155.0 円 +6.9%
		51~100m ³	171.0 円 +6.9%
		101~500m ³	203.0 円 +6.8%
501m ³ ~	222.0 円 +3.3%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

【R9年度：136円(税抜)】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率
一般汚水	635.0 円 (+49.4%)	1~5m ³	25.0 円 -
		6~10m ³	100.0 円 +17.6%
		11~20m ³	112.0 円 +17.9%
		21~30m ³	141.0 円 +17.5%
		31~50m ³	171.0 円 +17.9%
		51~100m ³	188.0 円 +17.5%
		101~500m ³	224.0 円 +17.9%
501m ³ ~	235.0 円 +9.3%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

パターン

【R5年度：135円(税抜)】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率
一般汚水	610.0 円 (+43.5%)	1~5m ³	21.0 円 -
		6~10m ³	100.0 円 +17.6%
		11~20m ³	113.0 円 +18.9%
		21~30m ³	141.0 円 +17.5%
		31~50m ³	171.0 円 +17.9%
		51~100m ³	189.0 円 +18.1%
		101~500m ³	224.0 円 +17.9%
501m ³ ~	235.0 円 +9.3%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

【R9年度：150円(税抜)】 (1使用月につき/税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	改定率
一般汚水	700.0 円 (+64.7%)	1~5m ³	26.0 円 -
		6~10m ³	111.0 円 +30.6%
		11~20m ³	124.0 円 +30.5%
		21~30m ³	157.0 円 +30.8%
		31~50m ³	190.0 円 +31.0%
		51~100m ³	210.0 円 +31.3%
		101~500m ³	249.0 円 +31.1%
501m ³ ~	251.0 円 +16.7%		
浴場汚水 (修正なし)	4,250.0 円 (~100m ³)	101m ³ ~ 47.0 円	-

7 使用料体系案の比較

7.3 各使用料体系案の他団体比較

基本水量を設定している他団体は多いですが、近隣で直近に改定している2団体は廃止しており、今後は設定しない傾向であると推察されます。また、春日井市の令和4年4月以降における基本使用料は令和3年3月以前と比較すると、30%程度値上げしています。

(単位：円 1使用月につき/税抜)

団体名	補足説明	基本 使用料	基本水量	従量料金						
				0～5m ³	6～10m ³	11～20m ³	21～25m ³	26～30m ³	31～40m ³	41～50m ³
江南市										
現行料金		425	～5m ³	0	85	95	120	145	160	
パターン	【基本的考え方】	1,757	なし	186	207	203	203	213	203	
パターン	【R5年度：123円(税抜)】	460	なし	50	88	98	124	150	166	
	【R9年度：136円(税抜)】	525	なし	55	97	109	138	166	184	
パターン	【R5年度：135円(税抜)】	505	なし	50	98	109	138	167	184	
	【R9年度：150円(税抜)】	579	なし	55	109	121	153	186	205	
パターン	【R5年度：123円(税抜)】	556	なし	20	91	101	128	155	171	
	【R9年度：136円(税抜)】	635	なし	25	100	112	141	171	188	
パターン	【R5年度：135円(税抜)】	610	なし	21	100	113	141	171	189	
	【R9年度：150円(税抜)】	700	なし	26	111	124	157	190	210	
犬山市		550	～5m ³	0	44	84	104	129		
岩倉市		428	～5m ³	0	60	78	97	117		
扶桑町		714	～10m ³	0	104	119	128	133		
大口町		714	～10m ³	0	104	119	128	133		
長久手市		1,000	～10m ³	0	100	110	130			
みよし市		900	～10m ³	0	90	100	120			
武豊町		800	～10m ³	0	90	105	130			
東郷町	51～80m ³ は180円	800	なし	10	90	100	120	140	180	
一宮市	【～H29.9月】	596	～10m ³	0	101	111	115			
	【H29.10月～】	596	なし	8	116	127	132			
春日井市	【～R3.3月】	850	～10m ³	0	90	100	105	115	120	
	【R3.3月～R4.3月】	950	なし	10	120	130	140	150	160	
	【R4.4月～】	1,100	なし	25	130	140	150	160	170	

出典：他団体数値は各市HPや条例を参照

小数点以下は四捨五入しています。

7 使用料体系案の比較

7.3 各使用料体系案の他団体比較

パターン を除き、10m³は他団体と同水準であり、また、20m³以上は高い水準になりますが、直近に料金改定を行った春日井市と比較すると、全体的に同水準であると考えられます。

(単位：円 2使用月につき/税込)

団体名	補足説明	基本 使用料	使用水量							
			10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³
江南市										
現行料金		934	934	1,870	2,914	3,960	5,280	6,600	8,194	9,790
パターン	【基本的考え方】	3,864	5,915	8,187	10,416	12,645	14,873	17,102	19,441	21,781
パターン	【R5年度：123円(税抜)】	1,012	1,562	2,530	3,608	4,686	6,050	7,414	9,064	10,714
	【R9年度：136円(税抜)】	1,155	1,760	2,827	4,026	5,225	6,743	8,261	10,087	11,913
パターン	【R5年度：135円(税抜)】	1,109	1,661	2,739	3,938	5,137	6,655	8,173	10,010	11,847
	【R9年度：150円(税抜)】	1,273	1,879	3,078	4,409	5,740	7,423	9,106	11,152	13,198
パターン	【R5年度：123円(税抜)】	1,223	1,443	2,444	3,555	4,666	6,074	7,482	9,187	10,892
	【R9年度：136円(税抜)】	1,397	1,672	2,772	4,004	5,236	6,787	8,338	10,219	12,100
パターン	【R5年度：135円(税抜)】	1,342	1,573	2,673	3,916	5,159	6,710	8,261	10,142	12,023
	【R9年度：150円(税抜)】	1,540	1,826	3,047	4,411	5,775	7,502	9,229	11,319	13,409
犬山市		1,210	1,210	1,694	2,618	3,542	4,686	5,830	7,249	8,668
岩倉市		940	940	1,600	2,450	3,310	4,380	5,450	6,510	7,580
扶桑町		1,570	1,570	1,570	2,714	3,858	5,167	6,476	7,884	9,292
大口町		1,570	1,570	1,570	2,714	3,858	5,167	6,476	7,884	9,292
長久手市		2,200	2,200	2,200	3,300	4,400	5,500	6,600	7,810	9,020
みよし市		1,980	1,980	1,980	2,970	3,960	4,950	5,940	7,040	8,140
武豊町		1,760	1,760	1,760	2,750	3,740	4,895	6,050	7,205	8,360
東郷町	51～80m ³ は180円	1,760	1,870	1,980	2,970	3,960	5,060	6,160	7,480	8,800
一宮市	【～H29.9月】	1,310	1,310	1,310	2,422	3,532	4,644	5,864	7,086	8,306
	【H29.10月～】	1,310	1,398	1,486	2,762	4,038	5,314	6,712	8,108	9,506
春日井市	【～R3.3月】	1,870	1,870	1,870	2,860	3,850	4,950	6,050	7,205	8,360
	【R3.3月～R4.3月】	2,090	2,200	2,310	3,630	4,950	6,380	7,810	9,350	10,890
	【R4.4月～】	2,420	2,694	2,970	4,400	5,830	7,370	8,910	10,560	12,210

出典：他団体数値は各市HPや条例を参照

7 使用料体系案の比較

7.4 下水道事業者への影響(使用料の適正化)

使用料の適正化について比較すると、パターンⅠは下水道使用料算定の基本的考え方に基づいて最も適正化を考慮した使用料体系ですが、使用者負担が最も大きくなります。

	パターンⅠ	パターンⅡ	パターンⅢ
	適正化	適正化不十分	適正化やや不十分
基本原則に基づいた使用料の適正化	基本使用料は下水道使用料算定の基本的考え方を反映して使用料体系を設定。 従量使用料は、同基本的考え方でも認められているため、現行の体系を基に逡増型の体系を設定。	基本使用料、従量使用料とも現行体系に基づいており、下水道使用料算定の基本的考え方は反映していない。	基本使用料割合を高めたが、下水道使用料算定の基本的考え方は反映していない。 他パターンと比較し、最低従量単価を下げ、急激な負担増加に配慮した体系を設定。

【下水道使用料の基本原則】

- 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。



上記原則の趣旨に基づいて算定方法を示されたのが「下水道使用料算定の基本的考え方」

7 使用料体系案の比較

7.5 使用者への影響 (少量使用者)

少量使用者への影響をみると、最小区画の従量使用料単価を低めに設定していることもあり、改定額が相対的に小さくなっています。

	パターン	パターン	パターン
	相当程度大きい	平均程度	相対的に小さい
少量使用者への影響 (使用料改定率)	・基本使用料が高めに設定されているため、少量使用者の負担は現行対比、相当大きくなる。	・基本使用料、従量使用料とも一律で改定しているため、改定額は300～800円前後となっている。	・従量使用料の最小区画(1～5m ³)の単価を相対的に低くしたため、10m ³ 以下の影響は小さくなっている。

(使用料改定額)

(単位:円 1使用月につき / 税抜)

使用水量	現行料金	パターン	パターン		パターン		パターン		パターン	
			123円 (税抜)	136円 (税抜)	135円 (税抜)	150円 (税抜)	123円 (税抜)	136円 (税抜)	135円 (税抜)	150円 (税抜)
5m ³	425	2,689 (+2,264)	710 (+285)	800 (+375)	755 (+330)	854 (+429)	656 (+231)	760 (+335)	715 (+290)	830 (+405)
10m ³	850	3,722 (+2,872)	1,150 (+300)	1,285 (+435)	1,245 (+395)	1,399 (+549)	1,111 (+261)	1,260 (+410)	1,215 (+365)	1,385 (+535)
20m ³	1,800	5,748 (+3,948)	2,130 (+330)	2,375 (+575)	2,335 (+535)	2,609 (+809)	2,121 (+321)	2,380 (+580)	2,345 (+545)	2,625 (+825)

7 使用料体系案の比較

7.5 使用者への影響 (大口使用者)

大口使用者への影響をみると、パターン Ⅰのみ改定額は低く影響は相対的に小さいが、パターン Ⅱ・Ⅲにおいては、(最大区画を除き)従量使用料単価の改定率が相対的に大きいため、影響も大きくなっています。

	パターン Ⅰ	パターン Ⅱ	パターン Ⅲ
	平均並み	相対的に小さい	相対的に大きい (500m ³ ~を除く)
大口使用者への影響 (使用料改定率)	・少量使用者への負担が大きいため、大口使用者の改定率は低下しているが、10,000~20,000円前後の改定額となっている。	・基本使用料、従量使用料とも一律で改定しているため、500m ³ 以下への影響は相対的に小さい。	・従量使用料の最大区画(500m ³ ~)の改定率を低くしたため、1,000m ³ 以上の影響は小さくなっているが、500m ³ 以下への影響は相対的に大きい

(使用料改定額)

(単位:円 1使用月につき / 税抜)

使用水量	現行料金	パターン Ⅰ	パターン Ⅱ		パターン Ⅲ		パターン Ⅳ		パターン Ⅴ	
			123円 (税抜)	136円 (税抜)	135円 (税抜)	150円 (税抜)	123円 (税抜)	136円 (税抜)	135円 (税抜)	150円 (税抜)
200m ³	32,900	42,617 (+9,717)	34,370 (+1,470)	38,075 (+5,175)	38,155 (+5,255)	42,409 (+9,509)	35,351 (+2,451)	39,010 (+6,110)	39,025 (+6,125)	43,395 (+10,495)
500m ³	89,900	103,998 (+14,098)	93,470 (+3,570)	103,475 (+13,575)	103,855 (+13,955)	115,309 (+25,409)	96,251 (+6,351)	106,210 (+16,310)	106,225 (+16,325)	118,095 (+28,195)
1,000m ³	197,400	215,447 (+18,047)	204,970 (+7,570)	226,975 (+29,575)	227,855 (+30,455)	252,809 (+55,409)	207,251 (+9,851)	223,710 (+26,310)	223,725 (+26,325)	243,595 (+46,195)

7 使用料体系案の比較

7.6 総括

以上より、パターン ①～パターン ③を比較すると、パターン ②が使用者である市民の視点から見て、少量使用者・大口使用者ともに一定程度配慮した使用料体系となっており、パターン ②で新使用料体系を設定することが望ましいと考えられます。

改定案	概要
パターン ①	<ul style="list-style-type: none">✓ 下水道使用料算定の基本的考え方に基づいた使用料設定がされている。また、基本使用料収入割合が現行より大幅に上昇するため、使用水量が大きく変動した場合でも、<u>経営は比較的安定する。</u>
パターン ②	<ul style="list-style-type: none">✓ 下水道使用料算定の基本的考え方に基づいておらず、原価に基づいた適切な使用料設定がされていない。また、使用水量が大きく変動した場合、経営に与える影響も大きい。✓ 使用者への影響は水量使用の多寡によらず概ね同水準。✓ 使用料改定がわかりやすく、使用者の理解が相対的に得られやすい可能性がある。
パターン ③	<ul style="list-style-type: none">✓ 使用者への影響をみると、<u>少量使用者への改定額は相対的に小さく、負担の抑制が図られている。</u>一方、<u>基本使用料割合を高めたが、最低従量単価と最高従量単価の改定率を相対的に低くして、過度な負担増加にならないように意識する。</u>